

エス・ヴィエントサッカースポーツ少年団会則

(名称)

第1条

本団体はエス・ヴィエントサッカースポーツ少年団と名称する。

(所在)

第2条

本団体は最高責任者宅に事務所を置き、公共等の施設を借用し活動場所とする。

(目的)

第3条

本団体は小学生代よりスポーツの楽しさを学び、サッカーを通じて自立性・協調性の習得と技術の向上に努めるとともに地域社会との交流を図ることを目的とする。

(入団資格)

第4条

本団体に入団できる者は、親権者の許可を得た健康状態が健全な小学生の少年少女を対象とする。

(会費)

第5条

団員は会費を納入しなければならない。

6. 5年生 4,000円、4. 3年生 3,500円、2年生 2,500円
1年生 1,000円

3 年会費は次のとおりとする。

協会登録費 1,000円 (対象:協会登録した者)

保険料 1,000円 (対象:全員)

4 会費は下記のとおり会計に納入する。

月会費は2月分を一括して納入する。また、年会費は新年度の4月に会計に納入する。

但し、協会登録費は登録手続き後に納入する。

(活動日)

第6条

団員の活動日は、原則として次のとおりとする。但し、日曜日、休日に試合等の活動を行うことがある。

3年生以上 水曜日18:30～20:30、土曜日13:30～17:00

2年生 土曜日13:30～17:00

1年生 土曜日13:30～16:30

(休会・退団)

第7条

休会(1か月以上6か月以下)及び退団を希望する団員は、最高責任者に事前に届け出なければならない。

2 休会及び退団時、一旦納入された会費は返還しない。

(団員の心得)

第8条

団員はスポーツマン精神に則り、規律を厳守し同学代の模範となるように努力する。

(個人情報の管理)

第9条

本団体は入団者から提供された個人情報を厳重に管理し、本団体関係者以外への情報開示及び本団の活動以外の目的で情報を使用してはならない。

(改廃)

第10条

本会則の改正は総会で決定するものとする。

制定 昭和60年9月1日

改正 平成8年4月1日

平成21年4月1日

平成23年4月1日

平成29年4月1日